

- handbook of international migration: The American experience* (pp. 223-238). New York: Russell Sage Foundation.
- Portes, A. (Ed.). (1996). *The new second generation*. New York: Russell Sage Foundation.
- Portes, A. & Rumbaut, R. (2001). *Legacies: The story of the immigrant second generation*. Berkeley: University of California Press.
- Raijman, R. & Tienda, M. (1999). Immigrants' socioeconomic progress post-1965: Forging mobility or survival? In: C. Hirschman, P. Kasinitz, & J. De Wind (Eds.), *The handbook of international migration: The American experience* (pp. 239-256). New York: Russell Sage Foundation.
- Rank, M. P. & Hirschl, T. (1999). The economic risk of childhood in America: Estimating the probability of poverty across the formative years. *Journal of Marriage and the Family*, 61(4), 1058-1067.
- United Nations Children's Fund. (2000). *A league table of child poverty in rich nations*. Florence: UN.
- U.S. Census Bureau. (2000). *Current Population Survey: Design and methodology* (Technical Paper 63). Washington, DC: U.S. Government Printing Office.
- U.S. Census Bureau. (2001a). *Poverty in the United States: 2000* (Current Population Reports P60-214). Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- U.S. Census Bureau. (2001b). *Profile of the foreign-born population in the United States: 2000* (Current Population Reports P23-206). Washington, DC: U.S. Government Printing Office.
- U.S. Department of Justice. (2001). *2000 statistical yearbook of the immigration and naturalization service*. Retrieved March 24, 2003, from <http://uscis.gov/graphics/shared/aboutus/statistics/Yearbook2000.pdf>
- Van Hook, J. (2000). SSI eligibility and participation among elderly naturalized citizens and noncitizens. *Social Science Research*, 29, 51-69.
- Zhou, M. (1997). Segmented assimilation: Issues, controversies, and recent research on the new second generation. *International Migration Review*, 31(4), 975-1008.

Notes

¹ The requirements to become a citizen include length of residency, which is three years for the spouses of citizens, and five years for others. Applicants must also demonstrate a modest level of English language ability and knowledge of civics. Children who are minors automatically become citizens when both parents become citizens.

² Human capital variables include education and years of labor market experience.

³ Note that native children in their study refers to children of each ethnicity, who are third-generation children or higher. Among Latino children (Mexicans, Cubans, Puerto Ricans, Dominicans, Colombians, and Salvadorans), the odds of poverty decline substantially from the first generation to the second generation, but their risks of poverty do not decline from the second to third generation. Among Asian children, Chinese and Korean children showed a monotonic decrease in the odds of poverty across generations, but no consistent pattern of poverty decline across generation is observed for Filipino, Indian, Japanese, and Vietnamese children.

⁴ Other race includes native Americans and Eskimos.

⁵ The statistical significance of coefficient differences across generation-specific

models is computed by the formula $(b_1 - b_2) / (\text{SE}_{b_1}^2 + \text{SE}_{b_2}^2)^{1/2}$.

Table 1 Children Falling into Poverty by Generation and Year (%)

Year	Native	Second Generation		First Generation	
		Citizen	Noncitizen	Citizen	Noncitizen
1996-2001	4.9	5.2	12.5	9.0	12.3
1996-1997	5.3	5.3	20.1	3.0	8.9
1997-1998	5.1	5.7	9.9	20.9	18.8
1998-1999	4.1	5.7	11.4	10.6	15.5
1999-2000	5.2	4.3	10.9	1.2	10.3
2000-2001	4.9	5.1	10.2	10.3	8.6

Source: 1996-2001 March Current Population Surveys

Table 2 Logistic Regression Models of Downward Transition

	All Generation		Native		Second Generation		First Generation	
	Model 1				Citizen		Noncitizen	
	b	Odds Ratio	b	Odds Ratio	b	Odds Ratio	b	Odds Ratio
Generation								
Native	-							
SG head citizen	.028	1.03						
SG head noncitizen	.024	1.02						
FG head citizen	-.029	.97						
FG head noncitizen	-.175	.84						
Race/Ethnicity								
White	-		-		-		-	
Black	.546 ***	1.73	.562 ***	1.75	.535	1.71	.067	1.07
Latino	.419 ***	1.52	.290 ***	1.34	.428	1.54	.844 *** n	2.33
Asian and other	.465 ***	1.59	.568 ***	1.77	.584 ** n	1.79	.105	1.11
Head's age	-.053 ***	.95	-.054 ***	.95	-.100 *	.91	-.174 **	.84
Head's age squared	.0005 **	1.00	.0005 **	1.00	.001 *	1.00	.002 ** n	1.00
Education of Head								
Less than high school	-		-		-		-	
High school only	-.343 ***	.71	-.385 ***	.68	-.456 *	.63	-.032 n	.97
More than high school	-.112 ***	.33	-.155 ***	.32	-.140 ***	.24	-.328 n	.72
Number of children	.329 ***	1.39	.329 ***	1.39	.412 ***	1.51	.435 ***	1.55
Type of Family								
Other than female headed	-		-		-		-	
Female headed family	.423 ***	1.53	.446 ***	1.56	.686 **	1.99	-.300 n	.74
Parent's work weeks	-.019 ***	.98	-.019 ***	.98	-.025 ***	.98	-.023 ***	.98
Residence								
Other than central city	-		-		-		-	
Central city	.186 ***	1.20	.098	1.10	.394 **	1.48	.390 ** n	1.48
Region								
Northeast	-		-		-		-	
Midwest	-.241 ***	.79	-.165 **	.85	-.657	.52	-.681 **	.51
South	.258 ***	1.29	.302 ***	1.35	.809 *** n	2.25	-.328 n	.72
West	.032	1.03	.092	1.10	.337	1.40	-.396 * n	.67
Years since 1996	.059 **	1.06	.096 ***	1.10	-.131 n	.88	-.020	.98
GDP growth rate	-.190 ***	.83	-.225 ***	.80	.185 n	1.20	-.406 *	.67
Receives earnings	-.048	.95	-.033	.97	.397	1.49	-.453	.64
Receives self-emp income	.786 ***	2.19	.693 ***	2.00	1.871 *** n	6.49	.637 **	1.89
Receives educational benefit	-.208 **	.81	-.135	.87	.034	1.04	-.1767 ** n	.17
Receives interests	-.608 ***	.54	-.604 ***	.55	-.472 **	.62	-.538 ***	.58
Receives child support	-.046	.96	-.081	.92	.470	1.60	.573 n	1.77
Receives public assistance	.750 ***	2.12	.799 ***	2.22	.022 n	1.02	.681 ***	1.98
Head recent immigrant	.752 ***	2.12			.692 **	2.00	.930 ***	2.53
Head noncitizen	-							-.439
Intercept	.057		.103		-.908		3.287 **	
-2LL	15717		12993.8		981.47		1145.3	
N	46458		40460		3008		2136	
								.854

Source: 1996-2001 March Current Population Surveys

* p<0.1, ** p<0.05, *** p<0.01

n Coefficient significantly different from that for natives at p<0.1

5. 政策志向的研究

第5部 第1章

移民&外国人労働者に関する国際機関の動向 －社会政策との関連を中心として－

勝又幸子

要旨

移民や外国人労働者について、代表的な国際機関（国連：ILO 欧州委員会：EC 経済協力開発機構：OECD）が近年どのような報告や活動をしているかについて文献サーベイをもとにまとめた。ILO は労働者の権利を守る立場から、人権に配慮した内外人に平等な就労条件が保障されるためにはどのような課題があるのかを示している。特に、労働者と雇用主と行政の3者が協力して条件整備をする必要を強調している。多様な経済的水準にある国を対象にしている国際連合という機関の組織に位置づけられている ILO は、移民労働者の送り出し国と受け取り国の両方に、技術的な援助をしている。その上で、移民労働者特有の問題としてだけでなく、ジェンダー格差の是正や社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の議論も人権擁護の立場から重要視している。EC は域内労働者の移動の円滑な実現という観点から、社会的包摂を住民サービスや社会保障サービスなど実行上どのように向上させるかに关心を寄せており、より具体的な検討と加盟国相互の経験の共有化に関心をもっている。OECD では移民労働者の経済効果が関心の中心である。労働力不足やIT産業の強化など経済的発展のために最小のコストで最大の経済成長効果を上げる移民労働者の受け入れが関心の中心だ。また経済活動のひとつとして外国人労働者の母国への送金についても、金融企業の保護と不正送金による犯罪の防止などに关心が広がっている。

はじめに

外国人労働者は移民労働者として、国際人口移動という人口学の分野で取り上げられてきた国際的なテーマである。一方、社会保障政策はきわめて国内的トピックであり、とくに外国人労働者の受け入れに消極的でありつづけた日本では、社会保障政策研究において取り上げられることの少ないテーマだった。¹ それが最近「人口減少時代」の到来という近い将来の労働力不足への懸念と、製造業における人手不足の現実から、にわかにクローズアップされてきた。しかし、その背景には日本のゆがんだ労働市場が抱える問題の顕在化がある。すなわち、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との労働条件における大きな格差である。製造業における請負労働者や季節労働者、サービス業におけるパートタイマーと呼ばれる時給労働者の増加である。パートタイマーの社会保険加入率は低く、近年適用を厳しくしてきたとはいえ依然として勤労者としての通常得られる保障（健康保険・年金保険・雇用保険）もないまま低賃金で働いているのが現実である。その結果、正規労働者を基準にしてきた日本の労働組合組織率は下落の一途をたどり、もはやその影響力さえ危ぶまれている。そのような状況を背景として、労働組合からも危機感をもって外国人労働

¹ 社会保障研究所編（1991）が諸外国の外国人労働者と社会保障の関係についてまとめている数少ない文献である。

者の労働条件の問題が取り上げられるようになってきた。²また、経団連が2004年12月に発表した報告書の中で、中長期的な人口の確保の方法として外国人の活用と少子化対策の重要性を指摘した。³

日本における外国人労働者とは総人口の1.16%⁴と欧米諸国⁵に比べて少数であり、内外人平等待遇の原則⁶に立って労働基準や社会保険の適用が行われるのであるから、本来はあまり問題にはならないところなのだが、もともと日本人の中でも非正規労働者の差別的労働条件が容認されているがゆえに問題となっているのである。つまり、外国人労働者の問題は突き詰めると日本人労働者の問題なのである。さらに、日系ブラジル人等の外国人労働者は国内の製造業にとっては欠くことのできない労働力になっており、外国人を多く雇用する産業が集中する自治体では人口の5%を超える外国籍住民が生活しており、国籍とは無差別に行われるべき住民サービスや教育が言語・文化の違いから外国人住民に対して充分に行われていないという問題があり、外国人集住都市会議⁷などで対応策が検討されている。

ここでは、国際機関における近年の議論を動向としてまとめた。国際機関としては、ILO（国際労働機関）OECD（経済協力開発機構）EC（欧州委員会）の3つの機関を中心にまとめている。ILOは労働者の権利や環境の保護の実現を国連という場で加盟国に働きかけている。OECDは国連の組織と違い、一定以上の経済発展を達成した国の集まりすなわち、「リッチマンクラブ」である。外国人移民を受け入れる側からの発想が中心となる。ECは欧州共通市場の達成により、域内労働者の移動の自由化を掲げていることから、加盟国は受け入れ国であり送り出し国であるという両面を兼ね備えている。

それぞれの国際機関の動向から、いま外国人労働者が社会保障政策の関係でどのような

² 連合は2005年度活動計画において、外国人労働者問題について、連合の当面の考え方を明らかにし、外国人労働者に関する国民のコンセンサスを得る取り組みを進める、と述べている。〔Weekly れんごう No.077 2004.10.14〕

³ (2004) 経団連

⁴ (2005) 人口統計資料集 表10-3 性・日本人・外国人別人口：1920-2003

⁵ 外国人雇用問題研究会報告書（2001年）によると、各国における外国人労働者の受け入れ状況（資料9-1）ドイツ8.9%、フランス6.3%、イギリス3.8%、スイス22.2%、アメリカ11.6%、カナダ18.1%、と、日本を大きく上回っている。

⁶ ILO第1回総会において「外国人労働者の相互的待遇に関する勧告」（第2号勧告）を採択した。内外人平等待遇の原則（Principle of Equality of Treatment）第118号条約（1962年）では「社会保障における内外人平等待遇に関する条約」と提案しているが、日本は批准していない。社会保障研究所編（1991）条約を批准していないので日本では外国人に差別的な待遇をしても許されるわけではない。国内の労働者の権利擁護や未成熟であることが、最も弱い立場の外国人労働者により顕著にあらわれていると考えるべきだろう。

⁷ 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人市民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。また、外国人市民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。（2001年設立趣意）

議論のされ方をしているのかを知ることが目的である。そして諸外国の議論から、日本における議論が今後どのような発展をしていくべきなのかを考える資料としたい。

1. ILO（国際労働機関）における動向⁸

移民労働者の議論の契機となった会議とレポートには以下のようなものがある。

1) Tripartite Meeting of Experts on Migration, 21-15 April 1977

(<http://www.itcilo.it/actrav/actrav/english/telearn/global/ilo/seura/ilomigrp.htm>)

移民労働者に関する総合的な議論の必要性を強調した ILO の労使行の 3 者会議。

2) International Labour Conference, 87th session, Geneva, ILO, 1999.

General Survey on Migrant Worker Instruments, Report III (1B)

(<http://www.ilo.org/prblic/english/standards/rem/ilc/ilc87/r3-1b.htm>)

第 87 回国際労働会議において移民労働に関するレポートが提出された。

3) 第 283 回運営委員会（2002 年 3 月開催）において、2004 年の第 92 回国際労働会議において移民労働者を議題としてあげることを決定した。

4) Towards a fair deal for migrant workers in the global economy, Sixth item on the agenda, International Labour Conference, 92nd Session, 2004, Geneva

(<http://www.ilo.org/public/English/standards/relm/gb/docs/gb283/pdf/gb-2-1.pdf>)

上記は 200 頁を超えるレポートで、移民労働者と各国の経済との関係や労働条件などを概観したあとに、ILO の活動や社会的パートナー（労働組合や雇用者団体等）との関係の重要性を示し、移民労働者の管理の重要性と有効性を述べている。アネックスには 2003 年版国際労働調査の概要がまとめられている。

5) A fair globalization: Creating opportunities for all, Geneva, by World Commission on the Social Dimension of Globalization and ILO, Geneva, February 2004

(<http://www.ilo.org/public/english/wcsdg/docs/report.pdf>)

この会議では、総合的な議論が“integrated approach”（ILO の技術援助や助言等を使いながら実施すること）で進められた。

6) 第 92 回 ILO 総会決議（2004 年）

（7 パラグラフ）臨時労働者や外国人労働者は法的権利が制限され社会保障制度の適用においても遅れている。（20 パラグラフ）ILO の行動計画のなかで、”a non-binding multilateral framework”を提案し、たとえば移民労働者管理の必要性と有効性など、具体的な国際的ガイドラインを示している。労使政府の 3 者会談で、労働市場ニーズに対応した移民労働政策を実効あるものとするには「非拘束」のガイドラインの必要性が強調された。（ILO 事務局は 2005 年 11 月までに非拘束ガイドラインの作成を課された。）

キーワードとしては MF (Multilateral Framework) 「多元的基準」。目標とすべきは、より効率的な移民労働管理、移民労働者の人権保護、移民労働者と開発援助の連携、など。

⁸ Wickramasekara (2004) を基にまとめた。

開発援助との連携では、「送金」費用の軽減や移民労働者の技術や資格の認定なども課題とされている。移民労働者政策立案における技術援助においては各国で移民労働者に関するデータベースの構築（男女別集計を含む）、性差別や民族差別などの予防に関する視点重視の立場の重要性を述べている。また「社会的対話」の重要性すなわち労使政府の3者意見交換の必要性を指摘している。また、フォローアップとしては移民労働に関する恒常的な分科会の設置を提案している。他の国際機関（例えばIOM国際移民機関）でも移民労働者については議論が進んでいる。2006年国連総会で移民労働者と発展について上級レベルでの取り上げを予定しており、そのために各地域別の議論もすすめている。OECDやEUとの協力関係に基づく活動も同時進行で続けられている。

ILM(International Labour Migration Survey)への回答で60カ国以上の国が技術的援助を望んでいる。重点施策分野の例としては、性別に配慮した移民政策の構築、良質な仕事の創出、各国レベルでの移民労働者データベースの構築によるモニタリング（監視）の強化、3者協議による移民労働者政策の構築、移民労働者に役に立つILO基準の普及、民族差別や外国人排斥などの防止についての方法の構築、労働監督などの強化による移民労働者の労働条件の向上などである。JILPT(労働研究研修機構)がイニシアチブをとって、アジアにおけるSOPEMI(OECDにおける移民労働者に関するデータベースの構築にあたっている専門家会議)グループのうちアジアメンバー国（専門家）が毎年東京で議論の場を持っている。

GCIM(Global Commission on International Migration)は国連の奨励にスウェーデン、スイス、ブラジル、モロッコ、フィリピンの参加で設立された。2005年中旬にレポートを公表予定。（http://www.gcim.org/en/a_mandate.html）

Berme InitiativeはスイスがリードしてIOM（国際移民機関）の協力を得て2001年から活動しているグループ。2004年12月に最後の会議を開いた。

2. EC（欧州委員会）における動向

2000年に採択されたリスボン戦略（Lisbon strategy）は、EUの2010年までの政策目標をあげている。移民労働者の問題はこのうち雇用と社会的包摂に関する課題として位置づけられている。

EPC(European policy Centre)⁹, Working Paper No.8, "Lisbon Revisited- Finding a New Path to European Growth," March 2004

参考；リスボン戦略

⁹ EPC(the European Policy Center)は1977年に設立されたEUにおける社会的包摂などの政治課題を研究し政策提案をおこなっている国際機関で、会員の拠出費用によって活動をまかない、ECなどとの協力の下自主的な政策研究を実施している。

<http://www.theepc.be/>

政策	欧州の戦略	代表的な具体策
情報社会	電子ヨーロッパ計画	学校、公共サービス、企業におけるインターネットアクセスの確保 電子商取引
企業政策	企業家及び企業のための複数年プログラム 中小企業のための欧州憲章	起業の援助 Cutting red tape
発展的政策	共通目標の設定	国ごとの発展のためのシステムの構築
研究政策	第6フレームワークプログラム 欧州研究領域 3%経済成長 研究のための実行計画	優秀なネットワーク プロジェクトの相互交流
単一市場	単一市場アジェンダ 財政サービス実行計画 リスクー資本実行計画	情報通信パッケージ エネルギー 単一領空 コミュニティ特許 ガリレオ (Galileo)
教育	共通目標と領域 電子学習 上級教育におけるボローニャ課程 生涯教育コペンハーゲン宣言 技術取得と異動の実行計画	新しい生涯学習方法 学位の相互認知と資格の認定
雇用	欧州雇用戦略：共同雇用レポート、加盟国雇用対策のための提言とガイドライン	より良い雇用紹介 安全性の確保 機会均等 高齢者の活用
社会保護	年金制度の共通目標 安全で持続可能な年金制度の相互アプローチ	人口高齢化への対応
社会的包摶	共通目標 コミュニティアクション	国ごとの計画の焦点政策

	差別撤廃への活動 男女平等実現への枠組み	
環境	持続可能な発展のための EU 戦略 第6回コミュニティアクションエコ認定実行計画	共通エコ認定 環境観察
マクロ経済政策	経済政策の広範化 ガイドライン 安定&成長協定	成長と雇用のための公的支出の再構築

引用元：EC(2004)アネックス3、筆者日本語訳。

EC (2004a), May, Report of the High Level Group on the future of societal policy in an enlarged European Union, Director-General for Employment and Social Affairs

上記レポートでは、リスボン戦略とは、ECが共通で設定した目標、競争力の強化、完全雇用の達成、社会的包摂の実現、のために経済・雇用・社会それぞれの政策を関係づけようとするものであると述べている。¹⁰ ここでは政策責任者は財務省、社会または雇用省、教育省などの各省の利害を超えたところにいる。OMC (Open Method of Coordination) 開放的方法による調整が、ECの政策実行の鍵になっている。OMCの条件は次のような実行が基礎となっている。成功例に積極的に学ぶこと、ガイドラインを達成期限を区切って（短期、中期、長期）作ること。各国の評価ができるような指標を開発すること。各国は自国の事情にあわせて、政策のターゲットを絞ること。継続的に評価をしながらメンバーとおしが監督しあうこと。

ECの移民政策は新しいものではないが、アムステルダム条約と1999年のタンペル宣言により移民政策が新たな形で表された。すなわち社会的政治的インテグレーション（包摂）が移民労働者へのベストプラクティス（成功例）としてEU諸国に広く認識されることを目標に掲げ政策努力を実行することを表明している。移民政策を成功させるためには、移民の受け入れ前の審査が重要であり政治的な柔軟性が求められている。ポイントシステムを利用した、人的資源の確保も試みのひとつである。

リスボン戦略については、今年がちょうど目標の中間年にあたることから、ECでは様々な見直し議論と目標値設定の更新の検討が行われている。

EPC, Working Paper No.18, "An agenda for Sustainable Growth in Europe Final Report EPC Growth Task Force", by Carlos Buhigas Schubert and Julien Bouzon, March 2005

最近刊行された上記ペーパーにおいては、移民労働者問題を欧州における人口構造変化に対応した有効な手段の一つとして捉えて、ICT（情報産業）や医療産業、及び非熟練労働の分野で労働力不足を補う手段であり、長期的にみれば経済発展への影響を認めながら、

¹⁰ (2004) p.31. 第2パラグラフより。

一方で短期的には人口構造の変化を左右する効果は薄いとしている。¹¹

European Commission, (November 2004) Handbook on Integration for policy-makers and practitioners (政策立案者と執行者のためのインテグレーションハンドブック) がオランダのイニシアチブで刊行された。

同ハンドブックは第1章でニューカマー（最近の移民）と難民認定された人を対象としたインテグレーションの促進に成功した政策やプログラムを各例から紹介している。訓練プログラムとして、現地の言語の習得の援助、就労支援のコース、市民としての知識（権利や行政サービスについての知識等）が挙げられている。

加盟国で実行されているプログラムの例としてデンマークでは無料でプログラムが提供され、経済的な困難にある者には手当すら支給していることが紹介されている。3年間にわたって提供される同プログラムでは週平均最低37時間でデンマーク語、文化、社会、労働市場活動、などの訓練が行われる。スウェーデンでは、2年間の期間で平均525時間の語学研修と労働市場参加への準備が行われる。フィンランドでは現在病気の人や育児中の母親、読み書きの能力に欠ける人、若い人などについては、3年間の訓練期間を与えることが検討されている。

移民に対するこれらの訓練を義務づけたり滞在許可の更新時に研修受講を条件とする国があることが紹介されている。デンマークでは特別の理由無しに研修受講を拒んだ移民に対する手当の減額を行っている。オーストリアやオランダ（実施前）では、移民がしっかりと受講した場合、個人負担で支払った受講料の償還払いを行っている。2004年ドイツの移民法においては、講習に参加しない者から時間あたり1ユーロの罰則金を徴収することを検討に含めている。（福祉の受給者には免除）フランスでは優秀な受講実績を国籍取得の参考にしている。そうすることで、移民が講習を受けることのメリットを認識し受講することにインセンティブを与える効果を期待している。

移民労働者が講習を受けやすくするために、国のみならず雇用主や労働組合、NGOの協力の重要性を指摘している。また、自治体レベルでの実施が重要であることから国が自治体に対して積極的にこのようなプログラムを実施させるような刺激策の必要性も指摘されている。その場合、自治体にたいする財政的援助が特に重要である。NGOによる協力の例として、ベルギーにおける王立基金（the King Baudouin Foundation）が自治体に対してニューカマーのためのプログラムの実施を財政的に支援している例がしめされている。第2章では、市民としての社会参加の促進策について紹介している。ここでは、移民それぞれに作っているコミュニティとの連携を重視して、自治体での交流を促進することの重要性が指摘されている。地方参政権についても2003年ECコミュニケーションは移民労働者にたいして地方参政権を認めることによって包摂が促進されるとしている。政党の役割も重要であり、アイルランドの選挙運動においてNCCRIから出された「反民族主義議定書」の提案がのちに全政党の批准を得たことなどが紹介されている。一定割以上の外国人住民

¹¹ EPC (2005)p.11

が居住する場合は、外国人のための行政サービス等をする特別な機関の設立の必要性も指摘されている。国籍取得へのハードルを緩和していく必要と同時に、母国籍を喪失することへの抵抗で国籍取得に至らない移民に対しても配慮するため、国籍の有無で極端に差別的な待遇をしない法律的政治的配慮が社会的包摶を促進するためには必要であると述べている。外国人の現地社会参加を外国人団体のボランティア活動の促進によって達成することにも言及している。すなわち外国人による外国人の援助活動（自助活動）の提案である。オランダにおける FORUM の活動¹²の例は、住民と外国人グループの代表が、地域の開発や行政サービスについて意見を交わして都市計画に反映させていくものである。¹³

第3章では、政策効果の測定などの目的に有効な指標の開発の重要性が指摘されている。各国の事情は様々であるので、統一された指標の開発は難しいとしながらも、何らかの指標を開発してEU諸国内で比較をすることの有効性を指摘している。1995年にECが発表した3つの指標；アクセシビリティ、実態、移民と国民の態度をあげ、政策立案者に7つの政策関連分野（雇用・住宅・保健医療・栄養・教育・情報・文化）において指標の開発を有効なものとして提案している。

本インテグレーションハンドブックは、具体的に各国の取組を紹介しながら、ECのリスボン戦略に立ち戻りつつ、目標の期限をさだめて政策を実行に移すことを各国に奨励している。

3. OECD（経済協力開発機構）における動向

OECDではSOPEMI (Système d'observation permanente des migrations)の活動によって継続的に "Trends in International Migration"の報告書が公表され、OECD加盟国といくつかの非加盟国における移民の動向と移民政策の最近の傾向を分析している。

報告書 [SOPEMI – 203 Edition (ISBN 9264019448)]においては、移民が人口と労働力の増加に寄与していることを強調し、外国人労働者の産業部門別の分布状況の変化を報告している。更に、就労移民、特に技能を持った外国人労働者に関する、選別政策を調べ、その限界を検証している。移民の出身国との協力が移民政策にとって最重要事項であるということを再確認し、移民の流出入管理を改善するための方策を示している。特に注目しているのが移民を受入国社会に統合するということで、受入国の言葉を覚えさせること、移民の学歴や資格の認定、技能の低い移民に対する職業訓練の活用などの政策に焦点を当てている。この他、ヨーロッパ内の各国共通の移民政策を策定するプロセスについても、詳細に論じている。

SOPEMIは人口や社会政策の専門家も参加した研究者集団としての機能もはたしており、

¹² FORUMが作成した英語のパンフレット "Acknowledges differences" (FORUMのウェブページからPDFでダウンロード) ではオランダ人と外国人住民に対して、啓蒙活動を行うと同時に、啓蒙活動のプログラムの提案や指導者の育成などの活動をささえる人の育成なども行っていることを紹介している。

¹³ EC(2004)p.47 www.forum.nl

そこで集めたデータやそこから出された報告書の内容は、他の国際機関（ILO や EC）などによっても積極的に利用されている。

独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）が平成 7 年よりアジア諸国等の政策担当者及び専門家を招いて、アジアにおける国際的な人の移動及び各国の労働市場の状況並びに外国人労働者政策に関する情報交換・意見交換を目的として国際ワークショップを開いている。2005 年 1 月に開催された同ワークショップでは、OECD も後援して、「移民、送金及び経済発展について」というタイトルで特別分科会が開催された。OECD 履用労働社会問題局非加盟国経済・国際移動課長ジャン・ピエール・ガルソン氏が”*Remittances, migration and development: an overview*”という報告をした。この報告のなかで、移民労働者が自国へ送金する経済的な影響の大きさに言及し、海外送金の手数料の適正化と使いやすい送金システムの構築が、闇の送金などの犯罪にからむ事件や事故を予防し、経済的便益が効率的に国際間を行き来する条件を整えると主張した。欧州における事例としては、移民労働者送り出し国としてのポルトガルやトルコの実例を紹介した。なお、このワークショップではアジア諸国からも送金の実態について報告があり、欧州と同様の問題や課題がアジアにもあることが認識できた。同ワークショップでは、日本の実例として日系ブラジル人労働者の例が二宮正人（弁護士・サンパウロ大学教授）より報告された。地下銀行と呼ばれる不法な送金組織や個人による送金がトラブルや犯罪の温床となっているという指摘もあった。一方、ブラジル銀行が日系ブラジル人の多く暮らす地域に出張して集金・送金業務を提供しているなど企業側の努力も紹介された。

OECD は機関設立の経緯から先進国の経済活動について関心が強い。最近の刊行物では、OECD (2004) が上記報告でも紹介された。「高等教育における国際化と交易 機会と課題」(Internationalization and Trade in Higher Education Opportunities and Challenges) では、各国の留学生がどのように習得した知識と技術を留学先の国において活用して労働市場に参入しているかをまとめている。労働目的や移住を目的に入国した外国人だけでなく、優秀な労働力の確保という観点からは、自国にて教育や訓練を受けた留学生の活用が効果的であり効率的であるという議論が背後にあるものと考えられる。

4. まとめと日本への示唆

社会的包摶（ソーシャルインクルージョン）の議論が、EC において活発に行われ、その議論をもとに、様々な政策が実行されているという現実を我々はもっと知るべきだと思う。そして、その背後にある各国の社会的な問題とそれを解決する意味を積極的に評価すべきだろう。「外国人」労働者の問題というように、狭い範囲と対象に問題を閉じこめるのではなく、外国人と全く関わりがないとおもっている日本人にとっても、この問題が重要であるという認識を育てない限り、日本における議論は活発化しない、また議論が活発化しなければ具体的な政策にまで反映させることは不可能である。

例えば「共生社会」という言葉が外国人集住都市会議でしばしば聞かれるが、それは「国

際社会」という響きが、外国人と日本人という狭く直線的な関係をイメージさせるのに対して、そこから脱却して、さまざまな人々が「共に生きる」社会という意味合いを持たせたことばだと理解している。「共生社会」という表現を使うところに、外国人を社会の様々な構成員の一集団として見る視点がある。それがまさに社会包摂である。これは社会政策を進める上で重要かつ有効な視点だとおもう。社会が抱えるさまざまな社会的課題は、失業・貧困・福祉・教育等すべて対象となる人によって必ずしも同じ解決法ではうまくいかないものであるが、共通する部分も多くある。また、性差別・障害者差別・民族差別・等、その背景にはその国独自の歴史があると同時に人間社会の共通したものがある。そのように、日本における外国人労働者の問題も社会全体として共通な部分と独自な部分の両方からのアプローチが重要である。

社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の議論は、理念的にはわかりづらいと感じることがある。それは、具体的に「誰の何をどのようにすることが、どんな意味をもつか」が伝わってきにくいからだと思う。さらに、その意味が社会的に重要だとしても、政策の効果を評価する場合、主観的な評価だけにとどまっている場合が多く、社会としてその政策に財源を投入する妥当性をはっきりさせることができない場合が多い。EC (2004b)では、成功の具体例をEU諸国が共有することと、EU諸国で政策評価のための共通指標づくりを提案していることが興味深い。

日本でも厚生労働省が支援して進めている、外国人のための、研修生制度や技能習得制度があるが、研修と就労目的で一定期間の滞在許可を認めてもその後は帰国することが義務付けられている。日本の研修生制度について調査結果も同ワークショップで報告された。一方、留学生については、日本の国として留学生の受け入れに積極的になっているとはいえ十分な財源投入が行われているとは言えない。また、近年就労目的で入国する就学生の問題が社会問題化して入国管理の厳格化が強められている。同様の問題はどの先進国にもあることであり、不法な就労や入国を管理しながらも、優秀な留学生の待遇を積極的にすすめている諸外国の政策に学ぶところは大きいと思う。OECD(2004)の内容についても今後参考にしてくべきだ。

本政策科学研究¹⁴の分担研究グループとして位置づけられている「外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会」では、労働法・入国管理法・住民登録などの問題点を指摘しながら、自治体レベルで行える具体的な議論を進めようとしている。その議論から、外国人労働者のみならず、日本人の様々な労働問題へと問題意識と解決方法は発展していくことと思う。その際、国際機関の議論や諸外国の実際の政策から得られる知恵は大いに役につく。引き続き、情報の収集と整理を進めていきたい。

¹⁴「人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究」(千葉よしみ主任研究官) 平成16年度～18年度

参考文献

厚生労働省 外国人雇用問題研究会報告書（2001）厚生労働省ホームページよりダウンロード可能
国立社会保障・人口問題研究所（2005）人口統計資料集 2005
社会保障研究所（1991）外国人労働者と社会保障 東京大学出版会
(社) 日本経済団体連合会（2004）財政の持続可能性確保に関する提言～活力溢れる未来を育むために～

European Commission,

(2003) Social security & social integration, Your social security rights when moving within the European Union – Updated 2002,
(2004a), May, Report of the High Level Group on the future of societal policy in an enlarged European Union, Director-General for Employment and Social Affairs
(2004b), November, Handbook on Integration for policy-makers and practitioners, Director-General, Justice, Freedom and Security
(2004c) February , Report from the commission to the spring European council, delivering Lisbon Reforms for the Enlarged Union, EU Commission

References(リスボン戦略関係の参考文献)

EPC (European policy Centre), Working Paper No.8, "Lisbon Revisited- Finding a New Path to European Growth," March 2004
EPC, Working Paper No.18, "An agenda for Sustainable Growth in Europe Final Report EPC Growth Task Force", by Carlos Buhigasa Schubert and Julien Bouzon, March 2005

OECD,

(2004) Internationalisation and Trade in Higher Education, Opportunities and Challenges,
(January 2005, Tokyo) Remittances, migration and development: and overview, Jean-Pierre Garson, head of Non-member and International Migration Division, presented at the workshop on International Migration and Labour Market in Asia

ILO

A fair for migrant workers in a global economy, International Labour Conference, Ninety-second Session, Geneva, 2004

Wickramasekara, Piyasiri (2004) "The ILO Plan of Action on Migrant Workers: Outcome of the General Discussion on Migrant Workers, International Labour Conference, June 2004," ILO, Geneva. [Presented at the Japan Institute for labour Policy and Training Annual Seminar on International Migration and Labour Market in Asia, 20-21 January 2005.]

引用外の参考文献

MISSOC (Mutual Information System on Social Protection) Social protection in the Member States of the European Union, of the European Economic Area and in Switzerland, Situation on 1 January 2004, Employment & social affairs, Social security and social integration European Commission, Directorate-General for Employment and Social Affairs, Unit E.2, 2004

(上記資料は、EU 諸国の社会保護制度について現行制度の解説をおこなうためにつくられている。年に 2 回以上の更新がおこなわれている。)

EC (2004) REPORT FROM THE COMMISSION TO THE SPRING EUROPEAN COUNCIL DELIVERING LISBON REFORMS FOR THE ENLARGED UNION, Brussels, 20.2.2004

COM (2004) 29 final/2

EC (2005) COMMUNICATION FROM THE COMMISSION on the Social Agenda, Brussels, 9.2.2005 COM(2005) 33 final

(上記 2 つの EC 資料は、リスボン戦略の目標年の 2010 年までの中間年にあたる 2004～2005 年にかけて、行われてきた評価や議論を踏まえて、後半年の EC の進むべき方向性を述べている。)

EC (2004) Directorate-General for Press and Communication, Manuscript completed in August 2004, "Looking beyond tomorrow Scientific research in the European Union"

EC (2004) Looking beyond tomorrow Scientific research in European Union

ILO (2002) Governing Body Geneva, March 2002, 283rd Session, SECOND ITEM ON THE AGENDA (a) Date, place and agenda of the 92nd Session (2004) of the International Labour Conference

(移民労働者について 2004 年に専門家会議で統合的アプローチを基に議論することが提案された)

ILO (2004) World Employment Report 2004-05

ILO (2004) KEY ISSUES FOR THE UNITED NATIONS HIGH-LEVEL DIALOGUE ON INTERNATIONAL MIGRATION AND DEVELOPMENT, 2006 (THIRD COORDINATION MEETING ON INTERNATIONAL MIGRATION Population

Division Department of Economic and Social Affairs United Nations Secretariat New York, 27-28 October 2004)

ILO (2003) GLOBAL EMPLOYMENT TRENDS JANUARY 2003 (ISBN92-2-113360-5)

第5部 第2章

EUの共通移民政策への動きとドイツ新移民法 2005/03/28

関西学院大学

井口 泰

(目次)

- 1 EU共通移民政策への動き
- 2 ドイツの新移民法制定とその背景
 - (1) 高度な人材移動をめぐる対応
 - (2) 新移民法制定に向けた議論とその背景
 - (3) ジュスマート委員会最終報告の要旨
 - (4) シリー内務大臣の新移民法案から修正新移民法成立まで
- 3 今後の展望

1 EU共通移民政策への動き

欧州連合（EU）では、1997年のアムステルダム条約によって、通貨統合の過程で深刻化した雇用問題をEU全体の課題として位置づけるのみならず、EUレベルの新たな移民政策（immigration policy）の展開を、その第63条で規定したことは、最近まであまり注目されてこなかった。

しかし、同条約第62条は、まず、EU市民の域内自由移動と對外国境の警備に言及し、（既にシェンゲン協定として域外を含めた13ヶ国との間に適用されている）国境管理の廃止と並んで、域外からの人の流入に対する共通ビザ政策及び入国管理の実施を規定している。

また、同条約第63条は、その第67条に規定する手続に従い、1951年の難民条約及び1967年の同議定書の規定に基づき、EU諸国が域外からの難民の受け入れ措置及び最低基準を定めること、入国・滞在、長期滞在者に対するビザと家族呼び寄せとそれらの滞在の諸条件などについて移民政策上の措置を講じることを定めている（第3及び第4項）。

なお、同条約第67条にいう手続とは、同条約発効後、5年内に欧州委員会ないし加盟国のイニシアティブに基づき、欧州議会の意見を踏まえて、欧州理事会において全会一致により決定する手続きをいい、各国の司法権限の調整の問題などは、当該5年の経過後に調整されることになっていた。

さらに、同条約第64条は、EUは、各加盟国の「移民政策」に関する権限を尊重しつつ、緊急の場合は、第3国からの急速な人口流入に対して、6ヶ月の期間に限り、欧州理事会としての措置を決定する旨定めている。同条約第65条及び第66条は、国境を越えた人の移動に関連した訴訟に関し、各国の司法・行政の協力についても規定している。

このアムステルダム条約第62号の規定に基づき、既に、欧州委員会は、2001年までに、既に2つの指令案を各国に提案した。それは、域外外国人の家族呼び寄せに関する指令案と、EU域外からの新規外国人労働者受け入れに伴い、EUレベルで域内での労働者の調達可能性をチェックする「労働市場テスト」を導入する旨の指令で、既に採択され発効している。

これに加え、欧州委員会が欧州議会と欧州理事会に対して送った「通知」は、加盟各国に対し、域外からの外国人労働者の受入れを原則として禁止する基本方針の「パラダイムの転換」を迫る内容で、むしろ、EU 域内各国が、その将来において必要とする人材の受入れに関する方針を明示することを求めたものである。そこでは、雇用政策における EU レベルの調整と類似の、EU レベルにおける移民・外国人労働者政策の調整手続が提案されるなど、加盟国に意見を求めている。

この「通知」は 2003 年にも繰り返し出されたものの、これに対する感度は加盟各国によって相当、異なる。特に、この「パラダイムの転換」を真正面から議論していた国は、ドイツやスウェーデン以外にはほとんど見いだされなかった。

本来、欧州統合の推進力となるべきドイツとフランスの間では、高齢者人口比率や失業率では大きな違いはないものの、合計特殊出生率では、ドイツと比べてフランスがかなり高く、両国とも失業率が依然として 9 % 前後の高水準であるなど、独仏が共同して移民政策の調和化を推進する共通基盤が形成されていない（表 1）。

また、域外外国人の人口比や、毎年の帰化者の比率をみても、EU 主要国で大きな格差がある（表 2）。

さらに、EU に属するほとんどの国では域外外国人の受入れ拡大の前提となる域外外国人の社会的統合政策に限界があり、域内国市民と域外國市民の就業率や失業率の間に大きな格差がみられることも、EU の移民政策を調和化する障害となり得よう（表 3）。

表 1 主要 EU 諸国（及び日本）の人口関連指標 (%・千人)

	ドイツ	フランス	イタリア	イギリス	スウェーデン	日本(参考)
合計 特殊 出生率(2001)	1.24	1.65	1.24	1.63	1.57	1.29 (2003)
高齢者人 口比率	26.3	24.6	26.9	23.8	26.5	27.6
失業率 (2002)	9.4	8.8	9.5	4.9	4.7	5.0
外 国 人 人口(1999)	7343.6 (8.9)	3596.6 * (6.3)	1252.0 (2.2)	2208.0 (3.8)	499.9 (5.5)	1556.1 (1.2)
外 国 人 留 学生(2002)	199.1	147.1	29.2	225.7	26.3	63.6
帰化人数 (2001)	178.1	127.6	10.4	90.3	36.4	15.3
庇護希望 者(2002)	71.5	51.1	7.3	110.3	33.0	—

資料出所：OECD 及び各国統計

は 1990 年。